

町田市議会委員会条例の一部を改正する条例

町田市議会委員会条例（昭和45年2月町田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号イ中「いきいき健康部」を「いきいき生活部」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 保健所の所管に関する事項

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の町田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の健康福祉常任委員会の委員に選任されている者は、この条例による改正後の町田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の健康福祉常任委員会の委員に選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員の残任期間とする。

3 この条例施行の際、現に改正前の条例第2条の健康福祉常任委員会に付議されている継続審査又は調査中の事件については、改正後の条例第2条の健康福祉常任委員会に付議された事件とみなす。

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の条例第21条の規定は適用せず、改正前の条例第21条の規定は、なおその効力を有する。